

三重銀行の住宅ローンをご利用いただいているお客さまへ 団体信用生命保険リビングニーズ特約の付加のお知らせ

現在、ご加入いただいております株式会社三重銀行を保険契約者とするカーディフ生命保険株式会社の団体信用生命保険に、団体信用生命保険リビングニーズ特約(以下、「リビングニーズ特約」といいます)が2019年10月1日より付加されますので、お知らせいたします。

なお、リビングニーズ特約の付加にあたって、費用等をお客さまにご負担いただくことはありません。

■リビングニーズ特約とは

債務返済期間中に被保険者が余命6カ月以内と判断されたときに支払われる特約保険金を、その時点の債務の返済に充当することで被保険者の生計の安定を図るための特約です。

リビングニーズ特約の特約保険金が支払われた場合、主契約である団体信用生命保険は消滅します。

■リビングニーズ特約の責任開始日

リビングニーズ特約の責任開始日は、団体信用生命保険の責任開始日もしくは2019年10月1日のどちらか遅いほうの日となります。

■リビングニーズ特約保険金をお支払いする場合

保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6カ月以内と判断されたとき。

■リビングニーズ特約保険金が支払われない場合

つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、無効である場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、解除された場合
- 保険の対象となるローンが住宅資金貸付に係るもの以外である等により、加入資格を満たさない場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
 - ・ 戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当したとき
 - ・ 保険契約者または保険金受取人の故意により、余命6カ月以内と判断されたとき
 - ・ 被保険者の故意により余命6カ月以内と判断されたとき

■リビングニーズ特約保険金を請求する場合

被保険者の方がリビングニーズ特約保険金の支払事由に該当されたとき、またはその可能性があると思われるときは、三重銀行のお取引店までご連絡ください。

保障内容に関する不明点や、保険金のご請求につきましては下記までお問い合わせください。

カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-823-270

受付時間 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

※ カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づき、カーディフ生命保険株式会社の業務を受託しています。